

日本地球惑星科学連合 会長・副会長選挙 Q&A

Q1: 「理事」はどのように決まるのでしょうか？

A1: ①理事候補者選挙が行われます。具体的には、立候補あるいは推薦により候補者となり、次に代議員による投票が実施されます。②投票後、役員候補者推薦委員会が開催され、理事候補者が確定します。③理事候補者は、社員総会において、お一人ずつ理事選任の可否が決定されます。④社員総会での承認後、初めて「新理事」となります。総括すると、理事が決まるのは社員総会の時です。

Q2: 新メンバーの第1回理事会はいつ開催されるのですか？

A2: 社員総会において理事として承認された後に、新理事による新理事会が開催されます。従来、社員総会閉会直後に実施される第1回理事会の最大の目的は、会長を選ぶことです。

Q3: 会長・筆頭副会長の選挙権及び被選挙権を有する人の条件はどのようなものですか？

A3: 会長・筆頭副会長選挙の選挙権及び被選挙権を有する人は、社員総会で「理事」と認められた人のみです。

理事の資格を喪失した者は、会長・筆頭副会長選挙の選挙権及び被選挙権を喪失します。

Q4: 選挙の準備を社員総会前に進めておく理由は何でしょうか？

A4: 選挙は社員総会において「新理事」が承認された後に実施されます。しかし、その後に立候補の受付、書類の準備などを行うと社員総会開催から会長・筆頭副会長が決定されるまでに、週単位で時間がかかります。その期間は、新理事から会長が決まっていないので、公益法人の規定により、前会長がJpGUの代表として任務を継続することになります。しかし、重要な事件や大きな天災などが起きた場合、新理事会の代表でない「前会長」を務め、JpGUにとって財務も伴う重要な決定を行うという事態が生じる可能性があります。このように新理事会が担うべき責任を果たせない事態が生じさせないために、事前に会長・筆頭副会長の選挙の準備を進めておけば、社員総会で「新理事」が決定された直後に、投票を実施し、会長・筆頭副会長を決めることで、新理事会の任務を滞りなく開始することができます。

Q5: 社員総会で理事として承認される前に会長・筆頭副会長候補として立候補できるのでしょうか？

A5: 会長・筆頭副会長選挙は社員総会で「新理事」が確定した後で実施されます。したがって社員総会が開催される以前の期間は「選挙準備期間」となります。

そこで、「選挙準備期間」の間に募集する理事候補者は正式な立候補ではなく、「社員総会で

理事として選任された場合、会長・副会長に立候補する予定である」という立候補の意思表示であり、「仮」の候補者となります。

繰り返しとなりますが、社員総会で「新理事」が選任された時点で、会長・筆頭副会長選挙の選挙権・被選挙権を取得することになります。

Q6: 会長・筆頭副会長の選挙の候補者はどのような人ですか？

A6: 理事候補者選挙で理事候補者となった方が、会長・筆頭副会長選挙に立候補の表明が可能です。ただし社員総会での理事決定までは、あくまでも「仮」の立候補であり、最終的には社員総会において承認されて理事となった方のみが公式な会長・筆頭副会長選挙の候補者となります。

Q7: サポートレターは必要でしょうか？

A7: 会長・筆頭副会長の候補者には、立候補していただきます。その趣旨は、会長・筆頭副会長はビジョンやこれまでの実績をきちんと説明していただくことが、JpGU という組織の活動の明確化にとり重要だからです。一方、JpGU の活動をより活性化していくためには、代議員を含めコミュニティの皆様の協力が不可欠です。そこで、代議員からのサポートレターを介して、立候補の特徴をより明確化できればと考えています。これが、フェローの規定にならない、3つのサポートレターが必要な理由です。

Q8: 「筆頭副会長」は自動的に次期会長となるのでしょうか？

A8: 会長（代表理事）は理事会の決議によって理事の中から選任されます。理事は社員総会の決議によって決まります。

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」および JpGU 定款に従うと、次の期の会長を事前に決めることはできません。筆頭副会長が次期会長としてふさわしいかを、新理事会で選挙を行い判断していただくことが必要です。筆頭副会長は次期会長の有力な候補となることを想定していますが、あくまで選挙ですので、他の候補が会長となることは十分考えられます。

Q9: 候補を推薦することはできないのですか？

A9: 会長選挙・筆頭副会長選挙いずれも立候補のみとしています。これは明確に立候補の意志を表明していただくことを重視したからです。

Q10: 代議員は投票できないのでしょうか？

A10: 会長および副会長は、理事会の決議によって理事の中から選任されます。

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」および JpGU 定款に従うと、選挙によって決議に参加するのは理事となっています。

理事は、代議員からなる社員総会にて選任された方ですので、理事の意志は代議員の皆様の意志を反映していると言えますが、JpGU として代議員の皆様の意志をより尊重するため、代議員の皆様にはサポートレター執筆の形でご協力していただくこととしました。

Q11: これまで会長は互選されてきましたが、選挙で決めてもよいのでしょうか？

A11: 町内会など身近な場合で「互選」という場合、その場にいる人の合議の上で、という意味にとられる方もおられるかもしれませんが、違います。辞書によれば、互選とは「構成員の中から互いに選挙して選ぶこと。」というのが正確な意味です。例えば、衆議院規則の第百一条「特別委員長の互選は、委員選任の当日又は翌日これを行う。2. 特別委員長の互選は、無名投票でこれを行い、投票の際多数を得た者を当選人とする。得票数が同じときは、くじでこれを定める。」となっており、「互選」は互いに選挙をするという意味になっております。

2024 年 1 月 31 日 日本地球惑星科学連合